

[実務経験区分の概略]

①指定施設における相談援助の業務の範囲

施設種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当通知番号
地域保健法		
保健所	精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1 - (1)
児童福祉法		
児童相談所	児童福祉司 受付相談員 相談員 電話相談員 児童心理司 心理判定員 児童指導員 保育士	1 - (2)
母子生活支援施設	母子指導員 少年を指導する職員 (少年指導員)	1 - (3)
児童養護施設	児童指導員 保育士	1 - (4)
知的障害児施設 (第一種自閉症児施設・第二種自閉症児施設)		
知的障害児通園施設		
盲ろうあ児施設 (難聴幼児通園施設)		
肢体不自由児施設 (肢体不自由児通園施設・肢体不自由児療護施設)		
情緒障害児短期治療施設	児童指導員 保育士 心理指導を担当する職員 (心理指導員)	1 - (5)
重症心身障害児施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員	1 - (6)
児童自立支援施設	児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行う職員 (相談員)	1 - (7)
児童家庭支援センター	医療法	
病院・診療所	相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている専任の職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	1 - (8)
身体障害者福祉法		
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	1 - (9)
身体障害者福祉センター 1	身体障害者福祉センター (A型・B型)	身体障害者に関する相談に応ずる職員
	在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター)	
	障害者更生センター	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 精神保健福祉士 精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行っている専任の職員)	1 - (11)
生活保護法		
救護施設	生活指導員	1 - (12)
更生施設		
社会福祉法		
福祉事務所 (福祉に関する事務所)	査察指導員 身体障害者福祉司 知的障害者福祉司 老人福祉指導主事 (指導監督を行う職員) 現業員・ケースワーカー 家庭児童福祉主事 専任の家庭相談員 面接相談員 専任の婦人相談員 専任の母子自立支援員 専任の母子相談員	1 - (13)
売春防止法		
婦人相談所	相談指導員 判定員 (心理・職能判定員) 専任の婦人相談員	1 - (14)
婦人保護施設	入所者を指導する職員 (生活指導員)	1 - (15)
知的障害者福祉法		
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司 心理判定員 職能判定員 ケース・ワーカー	1 - (16)

施設種類		相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当通知番号
老人福祉法			
養護老人ホーム		生活相談員 生活指導員	1 - (17)
特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)		生活相談員 生活指導員	
軽老ホーム 費用ム	軽費老人ホーム (A型・B型)	生活相談員 生活指導員	
	ケアハウス		
老人福祉センター (特A型・A型・B型)		相談・指導を行う職員	
老人短期入所施設		生活相談員 生活指導員	
老人デイサービスセンター		生活相談員 生活指導員	
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)		相談援助業務を行っている専任の職員	
母子及び寡婦福祉法			
母子福祉センター		母子の相談を行う職員 (母子相談員)	1 - (18)
介護保険法			
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 (指定地域密着型介護老人福祉施設を含む)	生活相談員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る。)	1 - (19)
	介護老人保健施設	支援相談員 相談指導員 介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る。)	
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る。)	
地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行う職員 (保健師、主任介護支援専門員等)	1 - (20)
障害者自立支援法			
障害者支援施設		生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者	1 - (21)
地域活動支援センター		指導員	1 - (22)
福祉ホーム		管理人	1 - (23)
更生支援施設 身体障害者	更生施設 身体障害者	肢体不自由者更生施設	生活支援員 生活指導員
		視覚障害者更生施設	
		聴覚・言語障害者更生施設	
		内部障害者更生施設	
	身体障害者療養施設		
身体障害者授産施設 (入所・通所・小規模通所)			
身体障害者福祉工場		相談援助業務を行っている指導員	
社会復帰施設 精神障害者	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員	1 - (25)
	精神障害者授産施設 (入所・通所・小規模通所)		
	精神障害者福祉工場		
	精神障害者福祉ホーム	管理人	
知的障害者 知的障害者	知的障害者更生施設 (入所・通所)	生活支援員 生活指導員	1 - (26)
	知的障害者授産施設 (入所・通所・小規模通所)		
	知的障害者通勤寮		
障害福祉サービス 事業を行う施設	療養介護を行う施設	生活支援員 サービス管理責任者	1 - (27)
	生活介護を行う施設		
	自立訓練を行う施設 (機能訓練・生活訓練)		
	就労移行支援を行う施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員 就労支援員 サービス管理責任者	
	就労継続支援を行う施設 (A型・B型)	生活支援員 サービス管理責任者	
相談支援事業を行う施設		相談支援専門員	1 - (28)

【注意事項】

- (※1) 「生活支援員 (生活指導員)・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員 (生活指導員)・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません (介護福祉士国家試験のみ受験できます)。
- (※2) 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません (介護福祉士国家試験のみ受験できます)。
- (※3) 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません (介護福祉士国家試験のみ受験できます)。

②指定施設に準ずる施設における相談援助の業務の範囲

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当通知番号
授産施設（生活保護法）	指導員（作業指導員、職業指導員を除く。）	2 - (1)
宿所提供施設（生活保護法）		
乳児院	児童指導員 保育士	2 - (2)
有料老人ホーム	生活相談員	2 - (3)
指定特定施設入居者生活介護を行う施設	生活相談員 計画作成担当者	2 - (4)
指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設		
指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設		
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行っている専任の相談員	2 - (5)
隣保館	相談援助業務を行っている専任の指導職員	2 - (6)
日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業） 〔都道府県社会福祉協議会において実施する事業〕	専門員	2 - (7)
市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員 相談援助業務を行っている専任の職員 〔主として高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、児童その他の要援護者に対するものに限る。〕	2 - (8)
児童デイサービス事業（障害児通園事業）を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (9)
指定医療機関（国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	児童指導員 保育士	2 - (10)
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行っている専任の指導員 相談援助業務を行っている専任のケースワーカー	2 - (11)
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行っている専任の指導員	2 - (12)
地方更生保護委員会・保護観察所	保護観察官	2 - (13)
更生保護施設	補導主任 補導員	2 - (14)
労災特別介護施設（財団法人労災ケアセンターが委託を受けて運営する施設）	相談援助業務を行っている主任指導員	2 - (15)
心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (16)
児童自立生活援助事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員	2 - (17)
短期入所生活援助（ショートステイ）事業 夜間養護等（トワイライト）事業 〔児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、里親等において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (18)
母子家庭等就業・自立支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (19)
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (20)
地域子育て支援拠点事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (21)
早期家庭復帰支援を行う乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	家庭支援専門相談員	2 - (22)
重症心身障害児（者）通園事業を行っている施設	児童指導員 保育士	2 - (23)
点字図書館	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (24)
聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (24)
短期入所を行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業を含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (25)
重度障害者等包括支援を行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業）		
共同生活介護を行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業）		
共同生活援助を行う施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） 〔精神障害者グループホーム、知的障害者グループホームを含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (26)
身体障害者自立支援事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）		
日中一時支援事業を行っている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）		
障害者相談支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (26)
障害児等療育支援事業を行っている施設		
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行っている施設	地域体制整備コーディネーター 地域移行推進員	2 - (27)
指定通所介護を行う施設〔介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。老人デイサービスセンターを除く〕	生活相談員 生活指導員	2 - (28)
基準該当居宅サービスに該当する通所介護を行う施設〔同上〕		
指定介護予防通所介護を行う施設〔同上〕		
基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護を行う施設〔同上〕		
指定短期入所生活介護を行う施設〔介護保険の適用外の老人福祉法による老人短期入所事業を含む。老人短期入所施設を除く〕		
基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護を行う施設〔同上〕		
指定介護予防短期入所生活介護を行う施設〔同上〕		
基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護を行う施設〔同上〕		
指定通所リハビリテーションを行う施設 〔介護老人保健施設において実施されているものに限る〕	支援相談員	2 - (29)
指定介護予防通所リハビリテーションを行う施設〔同上〕		
指定短期入所療養介護を行う施設〔同上〕		
指定介護予防短期入所療養介護を行う施設〔同上〕		

施設・事業種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種	該当通知番号
指定認知症対応型通所介護を行う施設 〔介護保険の適用外の老人福祉法による老人デイサービス事業を含む。老人デイサービスセンターを除く〕	生活相談員 生活指導員	2 - (30)
指定介護予防認知症対応型通所介護を行う施設〔同上〕		
指定小規模多機能型居宅介護を行う施設		
指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行う施設	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2 - (31)
指定認知症対応型共同生活介護を行う施設		
指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行う施設		
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う施設	生活相談員 介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2 - (32)
居宅介護支援事業を行っている事業所	介護支援専門員(配置基準により配置されている資格保有者に限る)	2 - (33)
介護予防支援事業を行っている事業所	担当職員	2 - (34)
生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	生活援助員	2 - (35)
高齢者の安心な住まいの確保に資する事業〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業〕	生活援助員	2 - (36)
地域福祉センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (37)
ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	2 - (38)
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行っている専任の職員	2 - (39)
ホームレス総合相談推進業務を行っている事業所	相談援助業務を行っている専任の相談員	2 - (40)
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	2 - (41)
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員 就労支援を担当する職員	2 - (42)
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	2 - (43)
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職場適応援助者	2 - (44)
第1号職場適合援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適合援助者養成研修を修了した専任の職員でジョブコーチ支援を行っている者	2 - (45)
障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行う職員	2 - (46)
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者 就業支援担当者 生活支援担当職員	2 - (47)
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	2 - (48)

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象になります。

施設・事業種類	職種
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員 生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている専任の職員
精神障害者退院促進支援事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員
知的障害者デイサービスセンター	指導員 生活指導員 相談援助業務を行っている専任の職員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者相談支援事業(市町村障害者生活支援事業)〔身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉センター、身体障害者デイサービスセンター等において実施する事業〕	
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業(療育等支援施設事業)〔知的障害児施設、知的障害児通園施設、自閉症児施設、盲ろうあ児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員
障害者デイサービスを行う施設(障害者自立支援法障害福祉サービス事業)〔身体障害者デイサービス事業、知的障害者デイサービス事業を含む〕	相談援助業務を行っている専任の職員
経過的デイサービス事業を行っている施設(障害者自立支援法地域生活支援事業)〔平成18年10月～19年3月〕	相談援助業務を行っている専任の職員
「障害者110番」運営事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の相談員
知的障害者生活支援事業〔知的障害者通勤寮、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、障害者能力開発施設において実施する事業〕	相談援助業務を行っている専任の職員
高齢者住宅等安心確保事業〔高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け有料賃貸住宅、高齢者門前入居賃貸住宅(登録住宅)等において実施する事業〕	生活援助員
高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業(高齢者世話付住宅において実施する事業)	
家庭支援電話相談(子ども・家庭110番)事業(中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員
ヴェトナム難民収容施設(日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行っている専任の指導員
子ども家庭相談事業(児童センター、市に設置された児童館において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員
乳幼児健全育成相談事業(保育所、乳児院において実施する事業)	
すこやかテレホン事業(青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員
知的障害者専門相談(法的助言・相談)事業(都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行っている専任の相談員
地域子育て支援センター事業を行っている施設	相談援助業務を行っている専任の職員